

議案第85号

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和4年12月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例（平成17年多可町条例第142号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（使用料及び手数料）」に改め、同条に次の2号を加える。

（3） 町長は、診療所の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合において、町長が診療所の管理運営上必要があると認めるときは、前2号の規定にかかわらず、指定管理者は利用者から使用料及び手数料を徴収することができるものとする。

（4） 指定管理者が診療所の管理を行う場合、使用料及び手数料は、指定管理者の収入とする。

第3条に次の1項を加える。

3 町長は、診療所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条第2項中「町長は、本町の住民で災害に遭い、又は貧困その他特別の事由があると認めた場合については、」とあるのは「本町の住民で災害に遭い、又は貧困その他特別の事由があると指定管理者が認めた場合については、あらかじめ町長の承認を得て、」と読み替える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p><u>(使用料及び手数料の額)</u></p> <p><b>第2条</b> 診療所の利用及び個人のためにする事務については、次に定める金額の使用料及び手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(使用料及び手数料の免除及び減免)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(使用料及び手数料)</u></p> <p><b>第2条</b> 診療所の利用及び個人のためにする事務については、次に定める金額の使用料及び手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 町長は、診療所の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合において、町長が診療所の管理運営上必要があると認めるときは、前2号の規定にかかわらず、指定管理者は利用者から使用料及び手数料を徴収することができるものとする。</u></p> <p><u>(4) 指定管理者が診療所の管理を行う場合、使用料及び手数料は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>(使用料及び手数料の免除及び減免)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 町長は、診療所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条第2項中「町長は、本町の住民で災害に遭い、又は貧困その他特別の事由があると認めた場合については、」とあるのは「本町の住民で災害に遭い、又は貧困その他特別の事由があると指定管理者が認めた場合については、あらかじめ町長の承認を得て、」と読み替える。</u></p>